

京都大学授業料、入学料免除等規程の一部を改正する規程

(平成十七年達示第五十六号)

京都大学授業料、入学料免除等規程(昭和五十三年達示第五号)の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の一条を加える。
第二条の二 前条に規定するもののほか、経済的理由によつて授業料の納付が困難である者については、願出により、通則第二十八条第一項及び第五十一条(第五十三条の十五において準用する場合を含む。)に定める第二期の授業料の全額を免除することがある。
第四条第一項中「第二条第一項」を「第二条第一項及び第二条の二」に改める。

附則

この規程は、平成十七年七月一日から施行し、平成十七年度第二期以降の授業料について適用する。